答　申　第　７８　号
平成１４年１１月２９日

神　戸　市　長
矢　田　立　郎　様

神戸市情報公開審査会
会長　　真　砂　泰　輔

神戸市情報公開条例第１９条の規定に基づく諮問について
（　答　申　）

平成１４年６月３日付神み技計第５７号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

別表１に掲げる公文書についての部分公開決定に対する異議申立てについての諮問

別　紙

答　申

1　審査会の結論

申立人が争わないとした情報を除き、別表１の審査会の判断欄に公開と示した情報について非公開とした決定は妥当ではなく、すべて公開すべきである。

2　異議申立ての趣旨

（1）異議申立人（以下「申立人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づいて、「①昭和３４年以降から神戸市漁業協同組合（西部）に支払われた漁業補償金にかかわる契約書及び添付された神戸市漁業協同組合で持たれた特別総会議事録（臨時総会）又は特別総会が開催されたことを示す記載事項、②国県市から支払われた神戸市漁業協同組合が事業主体で行う事業に対する補助（金額、事業名称、支払年月日等、設備、施設、採苗、資源保護を目的)、①②の請求について既に請求した分は除く」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（2）市長（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対し、別表１の「文書名及び当該公文書に記載された内容」の欄に示す各文書を特定し、同表の「実施機関の当初の決定」の欄に示すとおりの決定（以下「本件決定」という。）を行った。

また、実施機関は、本件請求のうち、「神戸市漁業協同組合で持たれた特別総会議事録（臨時総会）又は特別総会が開催された事を示す記載事項」「契約書の一部（別表１の（２）の別添図（Ⅱ）、契約書（昭和３６年１２月１５日付)、契約書（昭和３９年１２月７日付)」「市から支払われた神戸市漁業協同組合が事業主体で行う事業に対する補助（金額、事業名称、支払年月日等、設備、施設、採苗、資源保護を目的）（平成７年度以前の分)」「国県から支払われた神戸市漁業協同組合が事業主体で行う事業に対する補助（金額、事業名称、支払年月日等、設備、施設、採苗、資源保護を目的)」については、該当する文書が存在しない、旨の決定を行った。

（3）これに対し、申立人は、本件決定を取り消し、非公開とされた情報の公開を求める異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。なお、申立人は、異議申立書において、組合員の氏名及び口座振替銀行名、口座番号、口座名義を非公開とした決定については、これを争わないとしている。

3　申立人の主張

（1）異議申立書における主張

公共事業にかかわる漁業補償及び漁業にかかわる助成または補助金は、市民の市税及び借財でまかなわれてきており、公共事業の漁民の財産的損害を補填するために、あるいは事業健全運営の為助成あるいは補助金が支払われてきたのであるが、市が補償をするべき財産的損失者に、あるいは助成を受けるべき事業者に正当に支払われてきておらず、市が支払う漁業補償、助成金にかかわり、不法に優位に漁業補償、または助成金を個人的に取得するものがあるとするならば、それは市税が有効に使われていないという事になり、市民として、それを知る権利がある。

とりわけ､漁業補償金が神戸市漁業協同組合の執行部に有利に配分されていると思われるので、漁業補償の実態について真実を明確にする必要があるため、漁業補償金額、補償面積等の全面開示の決定を求める（なお、異議申立書には、テープ記録１件、手紙１件、その他の書面１件が添付され、意見書には、手紙６件１１通、登記簿のコピー、神戸市の支出命令書等が添付されている。これらについては、略)。

４　実施機関の主張

（１）本件文書について

ア　別表１の（１）～（２５）は、神戸市（以下「市」という。）が神戸港内等で施工する各種の建設事業の実施により生ずる漁業の損失補償について、市と神戸市漁業協同組合等（以下「漁協」という。）との間で締結された契約書等である。

イ　別表１の（２６）～（３５）は、漁協の実施する同表の（２６）～（３５）に掲げる事業に対して、市が漁協に補助金を支出した支出命令書である。

ウ　本件請求のうち、「神戸市漁業協同組合で持たれた特別総会議事録（臨時総会）又は特別総会が開催された事を示す記載事項」「契約書の一部（別表１の（２）の別添図（Ⅱ）、契約書（昭和３６年１２月１５日付）、契約書（昭和３９年１２月７日付）」「市から支払われた神戸市漁業協同組合が事業主体で行う事業に対する補助（金額、事業名称、支払年月日等、設備、施設、採苗、資源保護を目的）（平成７年度以前の分）」「国県から支払われた神戸市漁業協同組合が事業主体で行う事業に対する補助（金額、事業名称、支払年月日等、設備、施設、採苗、資源保護を目的）」については、該当する文書が存在しない。

エ　以下、異議申立人が争わないとしている部分を除き、申立てをしている非公開部分について、非公開とした理由を述べる。

（２）条例第１０条第２号アに該当すると判断した理由

ア　別表１の（７）～（９）、（１１）、（１２）、（２３）、（２５）には、漁協に支払った漁業補償の金額が記載されている。

イ　別表１の（１１）、（１３）、（１４）～（２４）には、漁業補償を行った海域の図面が添付されている。

ウ　上記アの情報は、法人等の収入に関する情報である。また、上記イの情報は、法人等が現実に操業している海域に関する情報である。このような情報は、法人等の重要な事業上の情報であり、これらを公開すれば当該法人等の正当な利益を害すると認められる。

　このため、条例第１０条第２号アに該当すると判断した。

（３）条例第１０条第５号イに該当すると判断した理由

ア　別表１の（１１）、（１３）、（１４）～（２４）には、漁業補償を行った海域の図面が添付されている。

イ　上記の情報は、漁業補償交渉事務に関する情報であって、これを公開すれば漁業補償についての市の算定根拠が明らかとなり、市の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく損なうと認められる。このため、条例第１０条第５号イに該当すると判断した。

５　審査会の判断

（１）本件公文書について

ア　本件公文書は、「①昭和３４年以降から神戸市漁業協同組合（西部）に支払われた漁業補償金にかかわる契約書及び添付された神戸市漁業協同組合で持たれた特別総会議事録（臨時総会）又は特別総会が開催されたことを示す記載事項、②国県市から支払われた神戸市漁業協同組合が事業主体で行う事業に対する補助（金額、事業名称、支払年月日等、設備、施設、採苗、資源保護を目的）、①②の請求について既に請求した分は除く」の公開請求（以下「本件請求」という。）に対して実施機関が特定した文書である。各文書の名称は、別表１の「文書名及び当該公文書に記載された内容」の欄に示すとおりであり、実施機関は、同表の「実施機関の当初の決定」の欄に示すとおりの決定（以下「本件決定」という。）を行った。

　なお、本件請求前、既に申立人からの２回の公開請求に対して、実施機関は、平成１３年９月６日付け神港技計第１０８号で決裁文書５件を特定し（マリンピア神戸、アジュール舞子、神戸空港島、ポートアイランド２期、六甲アイランド南）、平成１４年１月１８日付け神港技計第２８３号で決裁文書２８件、契約書６件、支払伝票・支出命令書９件、交渉記録３件の文書を特定している。本件請求に対して、実施機関は、既に特定したこれらの文書を除いて、契約書２５件（うち、協定書３件）、支出命令書１０件を特定した。

　実施機関が本件決定を行うにあたり非公開とした理由は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）第１０条第１号ア、第２号ア及び第５号イに該当するというものである。

　なお、実施機関は、本件決定において、本件請求のうち、「神戸市漁業協同組合で持たれた特別総会議事録（臨時総会）又は特別総会が開催された事を示す記載事項」「契約書の一部（別表１の（２）の別添図（Ⅱ））、契約書（昭和３６年１２月１５日付)、契約書（昭和３９年１２月７日付)」「市から支払われた神戸市漁業協同組合が事業主体で行う事業に対する補助（金額、事業名称、支払年月日等、設備、施設、採苗、資源保護を目的）（平成７年度以前の分)」、「国県から支払われた神戸市漁業協同組合が事業主体で行う事業に対する補助（金額、事業名称、支払年月日等、設備、施設、採苗、資源保護を目的)」については、該当する文書が存在しない、との決定を行った。

イ　本件公文書は、以下に示す２種類の文書から構成されている。

　第一は、神戸市が神戸港内及び神戸港沖等において新ふ頭の建設、港湾施設の整備、航路浚渫工事、下水処理場の設置、塩屋谷川放水路の供用を実施することに伴い、各漁業協同組合に対して漁業補償を行うために作成された文書である。

　第二は、のり採苗、検査場の設置費用の補助等、沿岸漁業の振興を目的として、神戸市から神戸市漁業協同組合に各種補助金を支出するに当たり作成された文書である。

ウ　漁業補償の対象となる漁業協同組合は、埋立事業の影響範囲により複数の漁業協同組合の場合もあれば、単独の漁業協同組合の場合もある。具体的には、別表１の（１）の場合は、神戸市漁業協同組合を含む１１の漁業協同組合であり、須磨海岸整備事業、須磨桟橋、塩屋谷川放水路事業（以下「須磨海岸整備事業等の３事業」という。）の場合、神戸市漁業協同組合である。

以下、漁業補償の対象となる漁業協同組合を総称して「各漁業協同組合」という。

実施機関によれば、漁業補償の対象となる漁業協同組合が複数ある場合、神戸市との契約は、当該対象となる漁業協同組合のうちの特定の漁業協同組合が他の漁業協同組合から委任を受けて行い、漁業補償金は、一旦、当該委任を受けた漁業協同組合に支払われ、その後他の漁業協同組合に支払われている。なお、実施機関は、上記委任を受けた特定の漁業協同組合から委任をした各漁業協同組合への漁業補償金の支払いに関する文書は保有していないことが認められる。

本件請求の趣旨は、神戸市漁業協同組合（西部）に支払われた漁業補償金にかかわる契約書ではあるが、実施機関によれば、神戸市漁業協同組合（西部）に支払われた漁業補償金が、須磨海岸整備事業等の３事業以外の事業については、神戸市から他の漁業協同組合の委任を受けた特定の漁業協同組合に支払われた漁業補償金に含まれていることから、本件請求の趣旨を広く解して、当該特定の漁業協同組合に支払われた漁業補償金についての契約書を特定したものである。

エ　本件決定に対し、申立人は、条例第１０条第２号ア、第５号イに該当しないとして、その取消しを求めている。なお、申立人は、異議申立書において、非公開部分のうち、組合員の氏名及び口座振替銀行名、口座番号、口座名義を非公開とした決定については、これを争わないとしている。

オ　したがって、本件の争点は、組合員の氏名及び口座振替銀行名、口座番号、口座名義を除き、本件決定により非公開とされた文書についての条例第１０条第２号ア、第５号イの該当性であり、以下、その該当性を検討する。

（２）補償金額について（第２号アの該当性）

ア　補償契約書には、各漁業協同組合に対して支払われた補償金額が記載されている。このうち、須磨海岸整備事業等の３事業についての補償金額は非公開とされている。実施機関は、これらの補償金額を非公開とした理由として、須磨海岸整備事業等の３事業の漁業補償の場合、対象となる漁業協同組合が神戸市漁業協同組合だけであるから、補償金額を公開すれば神戸市漁業協同組合に対する支払額が明らかになり、このような収入に関する情報を公開すれば、神戸市漁業協同組合の正当な利益を害すると主張する。

イ　しかしながら、漁業補償金は漁業権の放棄、制限に伴う神戸市漁業協同組合の正当な収入の一部に過ぎず、これを公開しても、神戸市漁業協同組合の財産状況がすべて明らかになるわけではない。また、神戸市が神戸市漁業協同組合の操業する海域で浚渫、埋立て等の工事を行っていることは周知の事実であり、それに伴って公共用地の取得に伴う損失基準要綱（昭和３７年６月１９日閣議決定）及びこれに基づいた同運用方針（国土交通省）により漁業補償金が算出され、神戸市漁業協同組合に支払われたことも明らかである。このような状況で、補償金額を公開しても、それによって神戸市漁業協同組合の正当な利益が害される特段の事情は認められない。

ウ　したがって、神戸市が神戸市漁業協同組合に支払った補償金額を条例第１０条第２号アに該

当するとして非公開としたことは妥当ではなく、これを公開すべきである。

（３）補償範囲図について（第２号ア、第５号イの該当性）

補償範囲図には、各漁業協同組合ごと、漁業種類ごとに、補償対象海域（消滅補償、制限補償、影響補償、価値減少補償を行う海域）が記載されている。上記補償対象海域は、いずれも埋立工事等との関係で一定の範囲の海域が自ずと推測されるから、これを非公開とする理由は認められない。

したがって、補償範囲図を条例第１０条第２号ア、第５号イに該当するとして非公開としたことは妥当ではなく、これを公開すべきである。

（４）実施機関は、本件決定において、本件請求のうち、「市から支払われた神戸市漁業協同組合が事業主体で行う事業に対する補助（金額、事業名称、支払年月日等、設備、施設、採苗、資源保護を目的）（平成７年度以前の分）」については、保存年限（５年）満了のため、該当する文書が存在しないとしている。

また、「神戸市漁業協同組合で持たれた特別総会議事録（臨時総会）又は特別総会が開催された事を示す記載事項」「国県から支払われた神戸市漁業協同組合が事業主体で行う事業に対する補助（金額、事業名称、支払年月日等、設備、施設、採苗、資源保護を目的）」については、作成も取得もしておらず、また、「契約書の一部（別表１の（２）の別添図（Ⅱ））、契約書（昭和３６年１２月１５日付）、契約書（昭和３９年１２月７日付）」、については、該当する文書が存在しないとしている。

申立人の主張がこれらの文書が存在しないとする実施機関の決定を争う趣旨か否か明確ではないが、これらの文書が存在するという積極的な事実を認めるまでには至らなかった。

（５）結論

ア　本件請求の対象となる情報は、３５件あり、実施機関の決定の内訳は、公開が５件、非公開が３０件であった。なお、申立人は、非公開３０件のうち、１２件について争わないとしている。

イ　これに対して、当審査会は、上記の非公開の３０件のうち、申立人が争わないとした１２件を除いた１８件については、すべて公開に変更すべきであると判断した。

ウ　したがって、申立人が争わないとした情報を除き、別表１の審査会の判断欄に公開と示した情報について非公開とした決定は妥当ではなく、すべて公開すべきである。

別表１　　※番号は整理番号である

文書名及び当該公文書に記載された内容		実施機関の当初の決定	審査会の判断
(1)	補償契約書（ポートアイランド）【S41.12.19】	―	―
	1 組合員の氏名	非公開＊	―
	2 組合員の氏名を除く部分	公開	―
(2)	神戸港六甲アイランド港湾整備事業に伴う漁業補償に関する契約書【S47.2.15】	―	―
	3 組合員の氏名	非公開＊	―
	4 組合員の氏名を除く部分	公開	―
(3)	5 協定書（須磨港）【S45.12.24】	公開	―
(4)	6 契約書（神戸港沖土捨）【S48.4.28】	公開	―
(5)	7 契約書（神戸港沖土捨）【S49.4.11】	公開	―
(6)	8 契約書（神戸港沖土捨）【S50.10.27】	公開	―
(7)	契約書（須磨海岸）【S50.11.1】	―	―
	9 補償金額	非公開	公　開
	10 補償金額を除く部分	公開	―
(8)	契約書（須磨海岸）【S51.4.20】	―	―
	11 補償金額	非公開	公　開
	12 補償金額を除く部分	公開	―
(9)	協定書（須磨海岸）【S52.5.2】	―	―
	13 補償金額	非公開	公　開
	14 補償金額を除く部分	公開	―
(10)	15 協定書（新垂水処理場）【S54.10.24】	公開	―
(11)	契約書（須磨海岸離岸堤）【S57.11.26】	―	―
	16 補償金額	非公開	公　開
	17 補償範囲図	非公開	公　開
	18 補償金額、補償範囲図を除く部分	公開	―
(12)	契約書（須磨海岸）【H2.3.27】	―	―
	19 補償金額	非公開	公　開
	20 補償金額を除く部分	公開	―
(13)	契約書（長田港）【H5.8.31】	―	―
	21 補償範囲図	非公開	公　開
	22 補償範囲図を除く部分	公開	―
(14)	契約書（東部第３工区）【S35.8.16】	―	―
	23 補償範囲図	非公開	公　開
	24 補償範囲図を除く部分	公開	―
(15)	契約書（東部第１工区）【S35.10.10】	―	―
	25 補償範囲図	非公開	公　開
	26 補償範囲図を除く部分	公開	―
(16)	契約書（東部第３工区）【S36.5.30】	―	―
	27 補償範囲図	非公開	公　開
	28 補償範囲図を除く部分	公開	―
(17)	補償契約書（新埠頭）【S41.10.27】	―	―
	29 補償範囲図	非公開	公　開
	30 補償範囲図を除く部分	公開	―
(18)	補償契約書（東部第２工区）【S42.7.21】	―	―
	31 補償範囲図	非公開	公　開
	32 補償範囲図を除く部分	公開	―
(19)	補償契約書（東部第２工区）【S42.8.5】	―	―
	33 補償範囲図	非公開	公　開
	34 補償範囲図を除く部分	公開	―

注：「実施機関の当初の決定」欄に＊印のあるものは、申立人が争わないとした情報である。

文書名及び当該公文書に記載された内容		実施機関の当初の決定	審査会の判断
(20) 補償契約書（東部第３工区）【S43.5.14】		－	－
	35 補償範囲図	非公開	公　開
	36 補償範囲図を除く部分	公　開	－
(21) 補償契約書（東部第２工区、第４工区）【S44.5.6】		－	－
	37 補償範囲図	非公開	公　開
	38 補償範囲図を除く部分	公　開	－
(22) 補償契約書（東部第４工区）【S44.5.12】		－	－
	39 補償範囲図	非公開	公　開
	40 補償範囲図を除く部分	公　開	－
(23) 契約書（須磨桟橋）【S45.2.20】		－	－
	41 補償金額	非公開	公　開
	42 補償範囲図	非公開	公　開
	43 補償金額、補償範囲図を除く部分	公　開	－
(24) 補償契約書（東部第１工区）【S45.5.13】		－	－
	44 補償範囲図	非公開	公　開
	45 補償範囲図を除く部分	公　開	－
(25) 塩屋谷川放水路の供用に伴って生じる漁業上の損失補償契約書【H元.6.3】		－	－
	46 補償金額	非公開	公　開
	47 補償金額を除く部分	公　開	－
(26) 平成８年度支出命令書（垂水のり採苗・検査場）		－	－
	48 振込先銀行名・支店名、口座番号、口座名義等	非公開＊	－
	49 振込先銀行名・支店名、口座番号、口座名義等を除く部分	公　開	－
(27) 平成８年度支出命令書（水産物簡易加工場）		－	－
	50 振込先銀行名・支店名、口座番号、口座名義等	非公開＊	－
	51 振込先銀行名・支店名、口座番号、口座名義等を除く部分	公　開	－
(28) 平成９年度支出命令書（漁場監視船）		－	－
	52 振込先銀行名・支店名、口座番号、口座名義等	非公開＊	－
	53 振込先銀行名・支店名、口座番号、口座名義等を除く部分	公　開	－
(29) 平成９年度支出命令書（須磨浦漁具倉庫設置）		－	－
	54 振込先銀行名・支店名、口座番号、口座名義等	非公開＊	－
	55 振込先銀行名・支店名、口座番号、口座名義等を除く部分	公　開	－
(30) 平成10年度支出命令書（須磨浦集会所）		－	－
	56 振込先銀行名・支店名、口座番号、口座名義等	非公開＊	－
	57 振込先銀行名・支店名、口座番号、口座名義等を除く部分	公　開	－
(31) 平成10年度支出命令書（のり金属検出器付重量選別機）		－	－
	58 振込先銀行名・支店名、口座番号、口座名義等	非公開＊	－
	59 振込先銀行名・支店名、口座番号、口座名義等を除く部分	公　開	－
(32) 平成11年度支出命令書（イカナゴ・冷凍冷蔵庫）		－	－
	60 振込先銀行名・支店名、口座番号、口座名義等	非公開＊	－
	61 振込先銀行名・支店名、口座番号、口座名義等を除く部分	公　開	－
(33) 平成11年度支出命令書（シラス・冷蔵庫）		－	－
	62 振込先銀行名・支店名、口座番号、口座名義等	非公開＊	－
	63 振込先銀行名・支店名、口座番号、口座名義等を除く部分	公　開	－
(34) 平成11年度支出命令書（直売所）		－	－
	64 振込先銀行名・支店名、口座番号、口座名義等	非公開＊	－
	65 振込先銀行名・支店名、口座番号、口座名義等を除く部分	公　開	－
(35) 平成13年度支出命令書（駒ヶ林製氷貯氷場）		－	－
	66 振込先銀行名・支店名、口座番号、口座名義等	非公開＊	－
	67 振込先銀行名・支店名、口座番号、口座名義等を除く部分	公　開	－

（参　考）審査の経過

年　月　日	審査会	経　　　　過
平成14年6月3日	―	＊諮問書を受理
平成14年6月5日	第146回審査会	＊審議
平成14年6月7日	―	＊実施機関から非公開理由説明書を受理
平成14年7月7日	―	＊異議申立人から非公開理由説明書に対する意見書を受理
平成14年9月13日	第149回審査会	＊実施機関の職員から非公開理由を聴取 ＊審議
平成14年9月25日	第150回審査会	＊審議
平成14年10月31日	第151回審査会	＊審議